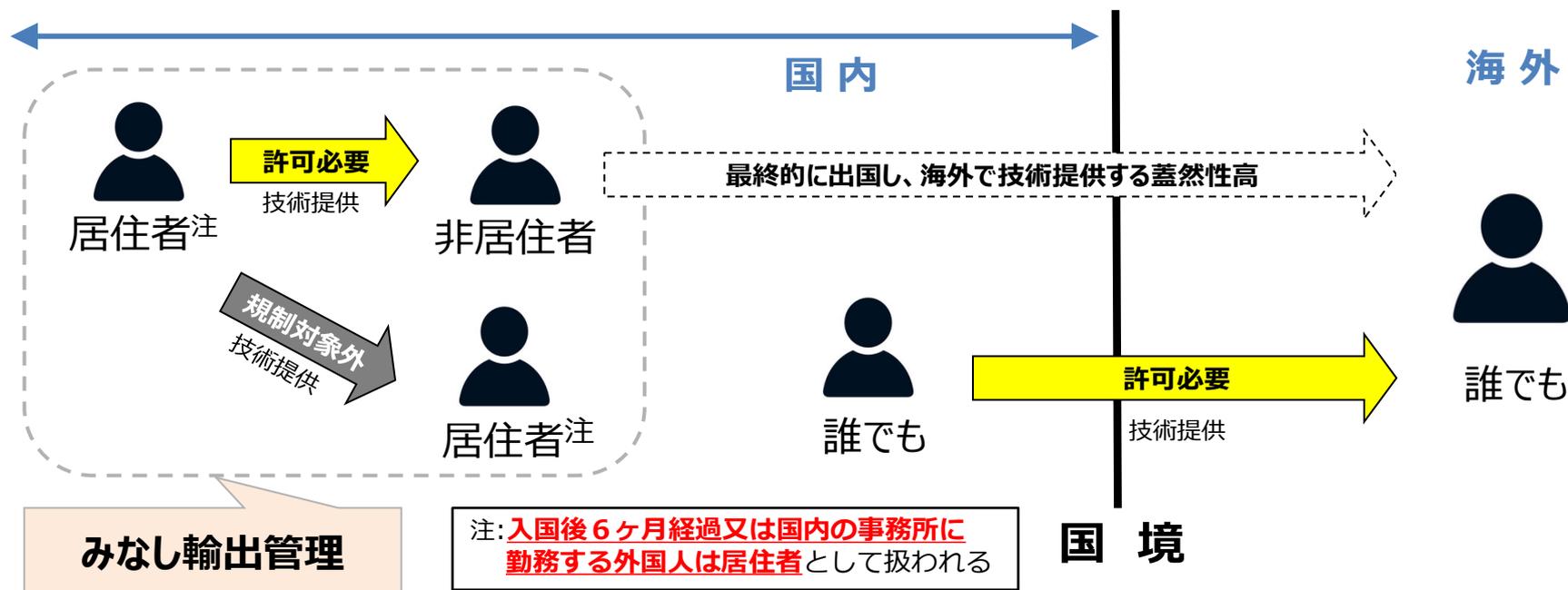


みなし輸出管理の運用明確化について

経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易管理課

外為法において規制対象となる技術提供行為 ～みなし輸出管理とは～

- 外為法では、以下の行為を経済産業大臣への許可申請が必要な「技術の提供」として管理。
 - ① 国境を越える規制技術の提供(地理的視点)
 - ② 居住者から非居住者への規制技術の提供(人的視点)
- 上記②のとおり、日本国内における居住者から非居住者への技術提供についても、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、「輸出とみなして」管理しており、これを「みなし輸出」管理という。
- 入国後6ヶ月経過又は日本国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われるため、これらの者への技術提供はみなし輸出管理の対象外とされていた。



みなし輸出管理の運用明確化

- 国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、従来のみなし輸出管理では特定国の影響下にある居住者が機微技術流出に關与するリスクに十分に対応できていないとの指摘があった。
- 「役務通達」の改正により、居住者への技術提供であっても、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、みなし輸出管理の対象であることが明確化された。
（令和4年5月から適用）
- 特定類型は、以下の①～③に分類される。

許可申請義務



居住者



非居住者の強い
影響下にある
居住者



外国政府や外国法人
（非居住者）

特定類型

- ①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

※各特定類型の正確な定義については、必ず「役務通達」の規定を確認すること。

大学・研究機関において想定される特定類型該当者の具体例

- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

特定類型

①

例①: 外国大学と兼業(クロスアポイントメントを含む。)をしている本邦大学の教職員

例②: 外国企業(※)に勤務している社会人学生

※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業(外国企業の子会社である本邦法人)は含まれない

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型

②

例①: 外国政府から留学資金の提供を受けている学生

例②: 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として(× 大学として、研究室として)多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

国内において外国政府等の指示の下で行動する者

特定類型

③

例: 日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

企業において想定される特定類型該当者の具体例

- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

特定類型

①

例①: 外国企業(※)と兼業している本邦企業の従業員

例②: 外国企業(※)の取締役・監査役に就任している本邦企業の取締役・監査役

※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業(外国企業の子会社である本邦法人)は含まれない

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型

②

例①: 外国政府から過去に貸与された留学資金について雇用後に返済免除された従業員

例②: 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として(× 企業として、研究室として)多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

国内において外国政府等の指示の下で行動する者

特定類型

③

例: 日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

特定類型の該当性の判断に係るガイドライン概要①

- みなし輸出管理の運用明確化に伴い、取引の相手方となる居住者への技術提供に当たり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で相手方の特定類型該当性を判断する必要がある。
- 取引の相手方が特定類型に該当するか否かを判断する際の考え方は、「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」(「役務通達」別紙1-3)に提示。
- 上記ガイドラインに従った確認を行えば、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

提供者(大学・研究機関・企業)の指揮命令下でない者の場合



(例) 学生、特別研究員、招聘教員、名誉教授、取締役・監査役



特定類型①又は②の該当性確認

- 商慣習上技術提供取引を行う上で**通常取得することとなる契約書等の書面(出願書類、履歴書等)**において記載された情報から特定類型該当性を確認

特定類型③の該当性確認

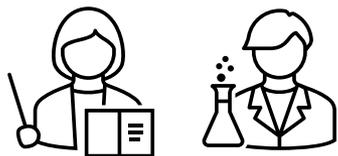
- 商慣習上技術提供取引を行う上で**通常取得することとなる契約書等の書面(出願書類、履歴書等)**において記載された情報から特定類型該当性を確認

その他

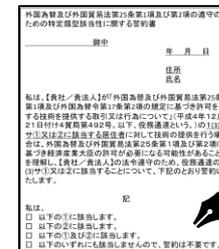
- **特定類型①～③に該当する可能性がある**と経済産業省から連絡を受けた場合は、原則、その対象となった者は**特定類型に該当するものとして管理**

特定類型の該当性の判断に係るガイドライン概要②

提供者（大学・研究機関・企業）の指揮命令下にある者の場合



(例) 従業員・教職員（常勤・非常勤）、パート・アルバイト
学生TA・RA



特定類型①又は②の該当性確認

- **新規採用時に誓約書等を用いた自己申告**により特定類型該当性を確認
- **採用以降は、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合における報告義務**を課すことにより確認
就業規則等に基づき副業・利益相反行為が禁止・報告制であれば上記報告義務が課されていると解釈
- 令和4年5月1日時点で**既に勤務している者**は、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合における**報告義務**を課すことにより確認
就業規則等に基づき副業・利益相反行為が禁止・報告制であれば上記報告義務が課されていると解釈
※追加的な**誓約書の取得までは不要**
※同日時点で**既に外国法人等・外国政府等と兼業している者**や**外国政府等から資金提供を受けている者**は**特定類型に該当**

特定類型③の該当性確認

- 商慣習上技術提供取引を行う上で**通常取得することとなる契約書等の書面（出願書類、履歴書等）**において記載された情報から特定類型該当性を確認

その他

- **特定類型①～③に該当する可能性がある**と**経済産業省から連絡**を受けた場合は、原則、その対象となった者は**特定類型に該当**するものとして管理